

地方独立行政法人茨城県西部医療機構

業務実績評価の基本方針

平成 3 1 年 2 月 1 4 日

筑西市中核病院整備部

地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 8 条第 1 項の規定により、地方独立行政法人茨城県西部医療機構（以下「法人」という。）の設立団体の長（以下「市長」という。）が法人の業務の実績に関する評価（以下「評価」という。）を行うに当たっては、以下の方針に基づくものとする。

1 基本方針

- (1) 評価は、法人が中期目標を達成するために、業務運営の改善及び効率化並びに法人の質的向上に資することを目的として行うものとする。
- (2) 評価は、中期計画及び年度計画の実施状況について確認及び分析を行い、特に中期目標達成に向けた取り組みを考慮し、法人の業務運営等について総合的に判断して行うものとする。
- (3) 評価を通じて、中期目標及び中期計画の達成に向けた取組状況等を市民に分かりやすく示すものとする。
- (4) 業務運営改善や効率化等の特色のある取組や様々な工夫を積極的に評価するものとする。
- (5) 評価方法については、法人を取り巻く環境変化などを踏まえ、柔軟に対応するとともに、必要に応じて見直しを行うものとする。

2 評価の種類等

評価は、各事業年度終了後に実施する「年度評価」、中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度終了後に実施する「中期目標期間見込評価」及び中期目標期間の最後の事業年度終了後に実施する「中期目標期間評価」とする。

それぞれの評価に係る手続の詳細については、別途実施要領で定めるものとする。

3 評価の進め方

- (1) 報告書の提出

法人は、年度評価、中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価に関する報告書について、該当する年度終了後３月以内に市長に提出しなければならない。

(2) 評価の実施

市長は、提出された報告書を基に、評価委員会からの意見、法人からのヒアリング等を踏まえて業務実績を確認及び分析し、総合的な評価を行う。

(3) 意見申立て機会の付与

市長は、評価結果の決定に当たり、法人に対し評価結果（案）に対する意見申立ての機会を付与することができる。

4 評価結果の活用

(1) 法人は、評価結果を中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させ、その状況を市長に報告するとともに、毎年度、当該評価の結果の反映状況を公表するものとする。

(2) 市長は、法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討並びに次期中期目標の策定及び次期中期計画の作成に関し、評価委員会の意見を聴くに当たっては、年度評価及び中期目標期間見込評価を適切に示したうえで意見を求めるものとする。